

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）第23条第5項の定めにより、下記の通り当社の派遣事業運営情報を公開いたします。

事業所名：株式会社新開トランスポートシステムズ

許可番号：派13-303835

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

対象事業所	株式会社新開トランスポートシステムズ 本社事務所 株式会社新開トランスポートシステムズ 一関営業所 株式会社新開トランスポートシステムズ 柏崎営業所 株式会社新開トランスポートシステムズ 静岡営業所
-------	--

労働者派遣の実績：派遣労働者の数（2025年3月31日現在） 61人

項	事業所	派遣先数	派遣労働者数 (人)	派遣料金 (円)	派遣賃金 (円)	マージン率
1	本社事務所	9	25	23,076	16,685	27.7%
2	一関営業所	10	21	18,692	16,746	10.4%
3	柏崎営業所	0	0	-	-	-
4	静岡営業所	2	15	23,157	18,206	21.4%

マージン率

(労働者派遣に関する料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)÷労働者派遣に関する料金の平均額

※小数点第2位以下を四捨五入

マージンには、派遣会社の事業運営に必要となる経費が含まれており、派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- 派遣労働者の社会保険料：雇用主である当社が保険料の約50%を負担しています。
- 派遣労働者の有給休暇費用：派遣労働者が有給を取得した際、賃金は雇用主である当社が100%負担しています。
- その他 健康診断などの福利厚生、スキルアップ支援のための教育訓練費、事業運営に必要なシステムの維持費など。

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給
入社時研修	雇入時	OJT	無償	有給
職能別研修	派遣中	OJT	無償	有給
階層別研修	派遣中	OJT	無償	有給

その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

福利厚生

- 各種社会保険完備、年次有給休暇、定期健康診断、ストレスチェック

(便宜供与事項)

- 休憩室、更衣室、駐車場 等 ※派遣先雇用労働者使用施設、設備の同等利用

派遣労働者の待遇に係る労使協定を締結しているか

労使協定を締結しているか否か	締結済
労使協定対象労働者の範囲	正社員、無期契約社員、有期契約社員、 無期パートタイマー、有期パートタイマー、 シニア契約社員
労使協定の有効期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日